

大田原市長 様

申請団体
所在地

団体名及び代表者氏名

大田原市わがまち創生・交流促進事業事前着手届

大田原市わがまち創生・交流促進事業について、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金の交付決定前に着手する必要があるため、大田原市わがまち創生・交流促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、着手条件を了承の上、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------|-------|
| 事業の名称 | |
| 事業の概要 | |
| 着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 事前着手する理由 | |

（着手条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等のあらゆる事由により、実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失等は、申請団体の負担となること。
- 2 申請団体は、補助金の交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し出ないこと。
- 3 事業の着手から交付決定を受けるまでの期間内において、事業提案書（添付書類を含む。）の変更は行わないこと。